

地域連携支援プロジェクトチーム設置要綱

(趣 旨)

第1条 市町村の自主的な取組みだけでは解決困難な地域課題の解決に向けて、地方振興局地域連携室とともに部局横断的に対応するため、福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（昭和47年訓令第29号）に基づきプロジェクトチームを設置する。

(名 称)

第2条 プロジェクトチームの名称は、地域連携支援プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 プロジェクトチームは、次の業務を所掌する。

- (1) 地方振興局地域連携室から協議を受けた事項のうち、部局横断的な対応が必要な事項の調整に関する事
- (2) その他市町村支援について、部局横断的な対応が必要な事項に関する事

(設置期間)

第4条 プロジェクトチームの設置期間は、平成23年3月31日までとする。

(組 織)

第5条 プロジェクトチームは、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(主 任)

第6条 プロジェクトチームに主任及び副主任を置き、主任に市町村行政課長を充て、副主任に主任が指名する者をもって充てる。

- 2 主任は、プロジェクトチームを主宰する。
- 3 副主任は、必要に応じて主任の職務を代理する。

(運 営)

第7条 プロジェクトチームの会議は、必要に応じて主任が招集する。

- 2 主任は、必要に応じてプロジェクトチームの会議に構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 主任は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(庶 務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、市町村行政課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表（第5条関係）

主 任：総務部市町村行政課長	
副主任：（主任が指名する者）	
総務部主幹	
企画調整部主幹	
生活環境部企画主幹	
保健福祉部企画主幹	
商工労働部企画主幹	
農林水産部企画主幹	
土木部企画主幹	
教育庁企画主幹	
知事直轄広報課	各課長が指名する者 各1名
総務部行政経営課	
総務部文書法務課	
総務部市町村財政課	
企画調整部地域振興課	
病院局病院総務課	